

# 長浜教区共学研修院特別会計規程

(設置)

**第1条** 長浜教区共学研修院に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、長浜教区共学研修院特別会計を置き、教区事業費会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

**第2条** この会計は、教区事業費会計からの回付受金、雑収入及びその他この会計に属する収入をもって歳入とし、教学研鑽費、運営費、予備費及びその他この会計に属する支出をもって歳出とする。

(予算の区分)

**第3条** この会計の歳入歳出予算をその目的によってそれぞれ款及び項に区分する。ただし、必要に応じて目を設けることができる。

(予算の提出)

**第4条** この会計の予算は、毎年度、教区会及び教区門徒会に提出し、その議決を得なければならない。

(決算書の作成)

**第5条** この会計は、毎会計年度終了後歳入歳出決算書を作成し、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

(剰余金の繰入)

**第6条** この会計において剰余を生じた場合は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(会計条例の準用)

**第7条** この規程に定めのない事項については、宗派の会計条例の規定を準用する。

(改正)

**第8条** この規程を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2022年7月29日）から施行する。